

令和3年9月版「建設業許可申請の手引」の主な変更点

○全体に関する事項

- ・レイアウトの部分修正

※[青字下線箇所](#)は本文中の変更部分を示しています。

※『建設業許可の手引き（令和3年2月版）』からの変更点になります。

○主な変更事項

- ・「建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）」により、既存のとび・土工工事業の技術者要件を満たす技術者を解体工事業に係る技術者要件を満たす技術者とみなす経過措置期間が令和3年6月30日までであったことから、技術者資格表を修正
- ・許可申請書類の委任状を確認資料と整理することによる表記の修正
- ・許可申請書の副本（2部）及び委任状について、写しを可とする
- ・事業承継における新設法人の契約実績が無い期間及び廃業日の明確化

○主な変更箇所

1. 「4. 許可を受けるための要件」－「(二) 専任の技術者がいること」－「表2 専任技術者の要件」注3の下。(P19)

「解体工事業の技術者の要件にかかる経過措置（令和3年3月31日まで）

平成28年6月1日時点においてとび・土工工事業の技術者としての資格や実務経験を有する者は、すべて解体工事業の技術者とみなします。」を削除。

2. 「4. 許可を受けるための要件」－「(二) 専任の技術者がいること」－「表5 技術者の資格表（1/4～4/4）」。(P22～25)

「○」及び「◎」を削除。

3. 「4. 許可を受けるための要件」－「(二) 専任の技術者がいること」－「解体工事業に関する技術者の注意事項」。(P25)

「資格区分にある（附則第4号該当）、（経過措置用）とは、「解体工事業」の技術者の要件を満たしていないものの、施行日時点において、「とび・土工工事業」の技術者としての要件を満たす者を指します。点線(○、◎)で記載された資格等を有する技術者は、平成33年3月31日までの間に限り、解体工事業の技術者としてみなされます。この技術者を専任技術者として申請する場合、アルファベット付きのコードの方を用いてください。」を削除

4. 「5. 許可を受けるための手続」－「(1) 許可の申請手続き」－「3 提出部数」。(P29)

「法定書類の提出部数は3部（正本1部、副本2部）」を

「法定書類の提出部数は3部（正本1部、副本2部 [\(写し可\)](#)）」に変更。

5. 「5. 許可を受けるための手続」－「(2) 許可申請時の法定書類」－「表6 許可申請における法定書類一覧表(その1)【建設業法に基づく閲覧に供する書類】」。注1(P30)
- 「申請書類は正本1部、副本2部同じものを作成のうえ提出してください。」を
「申請書類は正本1部及び、副本2部 (写し可) を作成のうえ提出してください。」に変更。
6. 「5. 許可を受けるための手続」－「(2) 許可申請時の法定書類」－「表6 許可申請における法定書類一覧表(その2)【建設業法に基づく閲覧に供しない書類】」。注1(P31)
- 「注7② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一～四面)及び常勤役員等の略歴書並びに常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書及び組織図」を
「注7② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一～四面)及び常勤役員等の略歴書並びに常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書及び、全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者としての位置づけを明確にする組織図」に変更。
7. 「5. 許可を受けるための手続」－「(3) 許可申請書類のまとめ方」－「②様式第7号から納税証明書まで」。(P35)
- 「(代理申請の場合は委任状も)」を削除。
8. 「5. 許可を受けるための手続」－「(3) 許可申請書類のまとめ方」－(P35)
- 「(代理申請の場合は委任状も)」を追加し、「③確認資料」イラストにも「(委任状)」を追加。
9. 「5. 許可を受けるための手続」－「(4) 許可申請時等における確認資料【提出は1部】」－「表7 許可申請等における確認資料一覧表(詳細はP39～P60をご覧ください)」。(P37)
- 「Ⅵ. 代理申請の場合は委任状(写し可)・・・P.89参照」及び必要部数「1部」を追加。
10. 「5. 許可を受けるための手続」－「(4) 許可申請時等における確認資料【提出は1部】」－「【ご注意ください】」。(P38)
- 「【ご注意ください】」を「【電気工事業に関する注意】」に変更。
11. 「5. 許可を受けるための手続」－「【確認資料における注意点】」－「(2) 経営業務管理体制にかかる経験の確認」。(P46、47)
- 「※②の者は、「組織図【法定書類】(全社的なものを含む)」にて①を直接に補佐する地位にある者と位置付けられた以下a-1～3の経験を有する者が必要。同一人物可。」「c 証明期間にかかる組織図(法定書類)、その他これに準ずる書類 d 業務分掌規定、過去の稟議書その他これに準ずる書類 e 人事発令書その他これらに準ずる書類」を
「※②の者は、申請法人の「組織図【法定書類】(P31(注7))」にて①を直接に補佐する地位にあると位置付けられた者が、以下a-1～3の経験を有することが必要。同一人物可。」「c 業務分掌規定、過去の稟議書その他これに準ずる書類 (上記経験に該当することの確認) d 人事発令書その他これらに準ずる書類 (経験期間の確認)」に変更。

12. 「5. 許可を受けるための手続」－「【確認資料における注意点】」－「Ⅲ. 財産的基礎または金銭的信用に関することの確認資料」－「営業所にかかる確認資料「営業所の写真」の提出にあたっての注意事項」（P57）

「・他法令（都市計画法、建築基準法、農地法等）に係る規制の有無及び、届出の要否を確認し、必要な手続きを行うようにしてください。」を追加。

13. 「5. 許可を受けるための手続」－「【確認資料における注意点】」－「Ⅲ. 財産的基礎または金銭的信用に関することの確認資料」－「営業所にかかる確認資料「営業所の写真」の提出にあたっての注意事項」－「（様式例）営業所にかかる確認資料：営業所の写真」（P57）

「・様式は任意様式（A4サイズ）とし、右肩に「会社名」及び「撮影日」を記載してください。また営業所の使用権原にかかる事項として、「自己所有」若しくは「賃貸借」である旨を記載することとしてください。」を

「・様式は任意様式（A4サイズ）とし、右肩に「会社名」、「様式作成日」及び「撮影日」を記載してください。また営業所の使用権原にかかる事項として、「自己所有」、「賃貸借」又は「使用承諾」である旨を記載することとしてください。」に変更。

14. 「5. 許可を受けるための手続」－「【確認資料における注意点】」－「Ⅲ. 財産的基礎または金銭的信用に関することの確認資料」－「営業所にかかる確認資料「営業所の写真」の提出にあたっての注意事項」－「（様式例）営業所にかかる確認資料：営業所の写真」（P59）

「営業所の使用権原に関する事項」に「使用承諾」を追加。

15. 「5. 許可を受けるための手続」－「【確認資料における注意点】」－「Ⅴ. 法人番号の確認」－「（5）申請書類の提出について」（P61）

「許可を受けようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課に申請書正本1部及び、副本2部（写し可）のあわせて3部を申請窓口へ直接持参のうえ提出してください。」を

「許可を受けようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理（・建築）室総務課に申請書正本1部及び、副本2部（写し可）のあわせて3部を申請窓口へ直接持参のうえ提出してください。」に変更。

16. 「6. 建設業者の地位の承継について」－（1）譲渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて」－「Ⅰ 認可の申請の手続きに関すること」－「1. 認可の申請に必要となる書類」（P66）

「「事業承継後の営業所について社会保険等に係る届書の提出を行うことを誓約する書面」の直後に「【法定書類】」を追加。

17. 「6. 建設業者の地位の承継について」－（1）譲渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて」－「Ⅰ 認可の申請の手続きに関すること」－「1. 認可の申請に必要となる書類」（P66-68）

「譲渡及び譲受けに際し、承継人に移籍する技術者の名簿」、「合併に際し、承継人に移籍する技術者の名簿」、「分割に際し、承継人に移籍する技術者の名簿」の直後に「（任意様式）」を追加。

18. 「6. 建設業者の地位の承継について」――（1）譲渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて」－「Ⅰ 認可の申請の手続きに関すること」－「3. 提出部数」（P68）

「認可にかかる申請書は正本及び副本とし、法定書類の提出部数は正本1部、副本は承継に係る会社数に1部を足した数とします。」を

「認可にかかる申請書は正本及び副本（写し可）とし、法定書類の提出部数は正本1部、副本は承継に係る会社数に1部を足した数とします。」に変更。

19. 「6. 建設業者の地位の承継について」――（1）譲渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて」－「Ⅱ 法人成り、老齢等の理由による承継における譲渡及び譲受けの認可申請手続きの適用について」－「1. 個人事業主から法人化に伴う認可申請の要件」（P70）

「ニ 認可申請の時点において、新設法人での建設工事の請負契約の実績がないこと。」及び

「ヘ 旧事業主の税務上の廃業届並びに新設法人の税務上の法人設立届が提出されること。（これらは税務署受付印が有り、個人番号にマスキングが施されている写しで、認可の通知後、2週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第12条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。）」を

「ニ 法人設立日から、旧事業主が有していた建設業者としての地位を継承する日の前日まで、新設法人は建設工事の請負契約の実績がないこと。」及び

「ヘ 旧事業主の税務上の廃業届（その廃業日は譲渡日の前日であること）並びに新設法人の税務上の法人設立届が提出されること。（これらは税務署受付印が有り、個人番号にマスキングが施されている写しで、認可の通知後、2週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第12条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。）」に変更。

20. 「6. 建設業者の地位の承継について」――（1）譲渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて」－「Ⅱ 法人成り、老齢等の理由による承継における譲渡及び譲受けの認可申請手続きの適用について」－「1. 個人事業主から法人化に伴う認可申請の要件」（P70）

「ヘ 旧事業主の税務上の廃業届（その廃業日は譲渡日の前日であること）並びに新設法人の税務上の法人設立届が提出されること。（これらは税務署受付印が有り、個人番号にマスキングが施されている写しで、認可の通知後、2週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第12条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。）」の直後に

「*2 旧事業主の決算変更届については、法定期限内の提出が必要です。」を追加。

21. 「6. 建設業者の地位の承継について」— (1) 譲渡及び譲受け・合併・分割における事業承継に係る認可の手続きについて— 「Ⅱ 法人成り、老齢等の理由による承継における譲渡及び譲受けの認可申請手続きの適用について」— 「2. 個人事業主の老齢等の理由による承継に伴う認可申請の要件」(P71)

「ト 旧事業主の税務上の廃業届並びに新事業主の税務上の開業届が提出されること。(これらは税務署受付印が有り、個人番号にマスキングが施されている写しで、認可の通知後、2週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第12条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。)」を

「ト 旧事業主の税務上の廃業届 (その廃業日は譲渡日の前日であること) 並びに新事業主の税務上の開業届が提出されること。(これらは税務署受付印が有り、個人番号にマスキングが施されている写しで、認可の通知後、2週間以内での提出を求めます。なお、旧事業主にかかる法第12条に基づく建設業の廃業届の提出については不要です。)」に変更。

22. 「6. 建設業者の地位の承継について」— 「(2) 相続に係る認可の手続きについて」— 「Ⅰ. 相続に係る認可の申請の手続きに関すること」— 「1. 相続に係る認可の申請に必要となる書類」— 「3. 提出部数」(P75)

「認可申請書の提出部数は正本1部及び副本2部とします。確認資料の提出部数は1部になります。」を

「認可申請書の提出部数は正本1部及び、副本2部 (写し可) とします。確認資料の提出部数は1部になります。」に変更。

23. 「6. 建設業者の地位の承継について」— 「(2) 相続に係る認可の手続きについて」— 「Ⅱ. その他留意事項について」— 表6 (P77)

「別紙一(役員等の一覧表)」の申請区分「4相続」の場合について、
「O」を「一」に変更。

24. 「6. 建設業者の地位の承継について」— 「(2) 相続に係る認可の手続きについて」— 「Ⅱ. その他留意事項について」— 表6 (P77)

「別紙二(営業所一覧表)」 「別紙三(専任技術者一覧表)」を、

「別紙二(営業所一覧表) ※相続は別紙一」 「別紙三(専任技術者一覧表) ※相続は別紙二」に変更。

25. 「6. 建設業者の地位の承継について」— 「(2) 相続に係る認可の手続きについて」— 「Ⅱ. その他留意事項について」— 表6 (P78)

「・市区町村発行の身分証明書 ・法務局発行の「登記されていないことの証明書」の直後に

「(いずれも申請日の直前3ヶ月以内発行のもの)」を追加、

「商業登記の履歴事項全部証明書」の直後に

「(申請日の直前3ヶ月以内発行のもの)」を追加、

「納税証明書(事業税・県民税)」の直後に

「(直前1年のもの)」を追加、

「許可行政庁において必要と認める書類」の直後に

「②承継権利義務明細書の写し(P66~68) ③承継人に移籍する技術者の名簿(P66~68)」を追加

26. 「6. 建設業者の地位の承継について」－「(3) 認可申請の手続きにあたらぬ場合での法人成り、老齡等の理由による承継について」－「I-1. 法人成りに伴う許可の新規申請」－(P80)

「認可申請の時点において、新設法人での建設工事の請負契約の実績がないこと。」を

「法人設立日から、許可を受ける日の前日まで、新設法人は建設工事の請負契約の実績がないこと。」に変更。

27. 「6. 建設業者の地位の承継について」－「(3) 認可申請の手続きにあたらぬ場合での法人成り、老齡等の理由による承継について」－「II. 申請手続きにおける留意事項」－(P81)

「③申請者が建設業法の規定による建設業者の地位を得ることが確定した時は、旧事業主が必ず、建設業法上の廃業届(様式22号の4)を提出する旨と、原則、所得税法上の廃業届(税務署の受付印があり、個人番号にマスキングが施されている写し)を提出する旨が記載されていること。」を

「③申請者が建設業法の規定による建設業者の地位を得た時は、旧事業主が必ず、建設業法上の廃業届(様式22号の4)を提出する旨と、原則、所得税法上の廃業届(その廃業日は譲渡日の前日であること。税務署の受付印があり、個人番号にマスキングが施されている写し)を提出する旨が記載されていること。」に変更。

28. 「6. 建設業者の地位の承継について」－「(3) 認可申請の手続きにあたらぬ場合での法人成り、老齡等の理由による承継について」－「II. 申請手続きにおける留意事項」－(P82)

「※同意書で条件を付した書類(廃業届等)が提出されない場合は、同意の効力がなかったものとして、申請を取り下げて頂くこととなります。」を

「※許可が通知される時、同意書で条件を付した書類(廃業届等) をご提出ください。」に変更。

29. 「6. 建設業者の地位の承継について」－「(3) 認可申請の手続きにあたらぬ場合での法人成り、老齡等の理由による承継について」－「II. 申請手続きにおける留意事項」－「(様式例) 事業承継にかかる同意書」(P83)

「また、△△△△が建設業法の規定による建設業者の地位を得ることが確定した時は、」を

「また、△△△△が建設業法の規定による建設業者の地位を得た時は、」に変更。

30. 「7. 許可を受けたあとの届出」(P84)

「(1) 変更等の届出(法定書類3部(正本1部、副本2部、確認資料1部を提出))」を

「(1) 変更等の届出【3部(正本1部、副本2部 (写し可)、確認資料1部】」に変更。

31. 「7. 許可を受けたあとの届出」－「(6) 標識の設置」(P88)

「建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません。」を

「建設業者は、その店舗及び建設工事 (発注者から直接請け負ったものに限る)の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません。」に変更。

32. 「8. 行政書士による代理申請等にかかる取扱いについて」－「〔1〕代理申請 1 委任状について」(P89)

「①行政書士が代理人として記名のうえ、代理申請する場合は、必ず委任状を添付してください。」

「⑤申請窓口で委任状を提出してください。」を

「①行政書士が代理人として記名のうえ、代理申請する場合は、必ず委任状 (写し可) を添付してください。」

「⑤申請窓口で委任状 (写し可) を提出してください。」に変更。

33. 「9. 許可申請書の記載例」(P91)

「実際に許可申請書を提出する際には、それぞれの様式について各3部（正本1部、副本2部）記載する必要があります。」を

「実際に許可申請書を提出する際には、それぞれの様式について各3部（正本1部、副本2部 (写し可)）提出する必要があります。」に変更。